

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年9月定例会に提出される次の議案については、異議がないものと決定する。

平成26年9月19日

大阪府教育委員会

#### ○予算案

- 1 平成26年度大阪府一般会計補正予算（第2号）の件（教育委員会関係分）

#### ○条例案

- 1 大阪府立学校条例一部改正の件
- 2 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件
- 3 大阪府立門真スポーツセンター条例一部改正の件
- 4 大阪府立図書館条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

教育委員会 平成26年度9月補正予算案【一般会計補正予算（第2号）】の概要

一般会計	平成26年度9月補正予算額	9,055万7千円
	平成26年度現計予算額	5,793億4,137万円
	平成26年度9月補正後予算額	5,794億3,192万7千円

事業名	補正予算額 現計予算額 補正後予算額	摘要
大阪市立学校一元化 関連事業費 《新規》	4,707万6千円 0千円 4,707万6千円	大阪市立特別支援学校の大阪府への一元化（平成28年4月）にあたり、SSC機能や財務会計システムなどのネットワーク環境の設計を行う。
再生可能エネルギー等 導入推進基金事業費 《新規》	570万5千円 0千円 570万5千円	災害発生時の非常用電源確保のため、「大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、府立学校（4校）に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する。 ○事業年度 平成26年度 実施設計 平成27年度 設置工事
府立視覚支援学校 整備事業費	2,597万1千円 3億2,647万4千円 3億5,244万5千円	府立視覚支援学校建設工事において、工事期間内に賃金水準の変動があり、契約に定めるスライド条項により工事請負代金に変更の必要が生じたもの。 ○工事期間 平成23年度～27年度
中之島図書館 耐震改修事業費	1,180万5千円 5億7,386万3千円 5億8,566万8千円	中之島図書館耐震改修工事において、工事期間内に賃金水準の変動があり、契約に定めるスライド条項により工事請負代金に変更の必要が生じたもの。 ○工事期間 平成24年度～26年度

○条例案

	件名	概要
1	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立支援学校施設整備基本方針等に基づき、大阪府立枚方支援学校、大阪府立むらの高等支援学校及び大阪府立西浦支援学校を設置するとともに、大阪府立八尾支援学校東校を廃止する。            施行日：平成27年1月1日ほか</p> <p>2 大阪市立特別支援学校の府への移管に伴い、所要の改正を行う。            施行日：規則で定める日</p>
2	大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件	<p>大阪府立臨海スポーツセンターにおけるスケート靴の利用料金の上限額を設定するため、所要の改正を行う。            施行日：平成27年4月1日</p>
3	大阪府立門真スポーツセンター条例一部改正の件	<p>大阪府立門真スポーツセンターにおけるスケート靴の利用料金の上限額を設定するため、所要の改正を行う。            施行日：平成27年4月1日</p>
4	大阪府立図書館条例一部改正の件	<p>大阪府立中央図書館における小会議室の利用料金の上限額を設定するなど、所要の改正を行う。            施行日：平成27年4月1日</p>

## 大阪府立学校条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室支援教育課

### ■改正の理由

- ・平成21年1月策定の『大阪の教育力』向上プラン』及び平成21年3月策定の「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、大阪府立枚方支援学校、大阪府立むらの高等支援学校並びに大阪府立西浦支援学校を設置するため、所要の改正を行う。
- ・大阪府立西浦支援学校の開校に伴い、大阪府立八尾支援学校東校を閉校するため、所要の改正を行う。
- ・大阪府と大阪市では、現在、新たな大都市制度の実現に向けた検討を進めており、府・市の業務を改めて整理する中、学校教育法第80条に特別支援学校の設置義務は都道府県にあるとされていることから、支援学校の運営については広域自治体である府に一元化することとし、平成28年度より、大阪市立特別支援学校12校を大阪府に移管するため、所要の改正を行う。
- ・上記に伴い、学校名の重複を避けるため、大阪府立視覚支援学校の学校名を変更するため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- (1)大阪府立枚方支援学校、大阪府立むらの高等支援学校並びに大阪府立西浦支援学校の新設に伴う規定整備（別表第2関係）
  - ① 大阪府立枚方支援学校、大阪府立むらの高等支援学校並びに大阪府立西浦支援学校の項を追加する。
  - ② 大阪府立八尾支援学校東校の項を削除する。
- (2)大阪市立特別支援学校12校の大阪府への移管に伴う規定整備（別表第2関係）
  - ① 大阪市から移管を受け府立特別支援学校として新設するため、特別支援学校12校の項を追加する。
  - ② 上記①に伴い、大阪府立視覚支援学校の名称を大阪府立大阪南視覚支援学校に変更する。

### ■施行期日

- (1)①平成27年1月1日  
(理由) 新校開校準備並びに入学者選抜、入学者決定検査等の業務を行うため、平成27年1月1日付けで、管理職、教員を配置する必要があるため。
- ②平成27年4月1日  
(理由) 平成27年3月31日をもって大阪府立八尾支援学校東校を閉校するため。
- (2)①②規則で定める日  
(理由) 大阪市から特別支援学校の移管を受けるに際しては、大阪市立学校設置条例の改正が前提となるため、施行日を規則で定めるもの。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・大阪府立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
- ・大阪府立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第4号）の一部改正
- ・大阪府基金条例に基づく府の機関の指定（昭和55年4月1日大阪府告示第525号）の一部改正
- ・予算執行機関の指定（昭和63年大阪府告示第471号）の一部改正
- ・市立学校の移管については、大阪市教育委員会と協議済

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立泉南支援学校	(略)	大阪府立泉南支援学校	(略)
大阪府立枚方支援学校	枚方市村野西町	大阪府立枚方支援学校	(略)
大阪府立西浦支援学校	羽曳野市西浦二丁目	大阪府立西浦支援学校	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立すながわ高等支援学校	(略)	大阪府立すながわ高等支援学校	(略)
大阪府立むらの高等支援学校	枚方市村野西町	大阪府立むらの高等支援学校	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第四条関係）		別表第一（第四条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立八尾支援学校	(略)	大阪府立八尾支援学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立八尾支援学校	八尾市千塚二丁目
(略)	(略)	大阪府立八尾支援学校東校	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第三条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第四条関係）	別表第一（第四条関係）

名称	位置	名称	位置
大阪府立視覚支援学校	(略)	大阪府立視覚支援学校	(略)
大阪府立大阪北視覚支援学校	大阪市東淀川区豊里七丁目	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立だいせん聴覚高等支援学校	(略)	大阪府立だいせん聴覚高等支援学校	(略)
大阪府立中央聴覚支援学校	大阪市中央区上町一丁目	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立中津支援学校	(略)	大阪府立中津支援学校	(略)
大阪府立光陽支援学校	大阪市旭区新森六丁目	(略)	(略)
大阪府立西淀川支援学校	大阪市西淀川区大和田二丁目	(略)	(略)
大阪府立平野支援学校	大阪市平野区長吉川辺三丁目	(略)	(略)
大阪府立東住吉支援学校	大阪市東住吉区矢田五丁目	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立西浦支援学校	(略)	大阪府立西浦支援学校	(略)
大阪府立思斉支援学校	大阪市旭区大宮五丁目	(略)	(略)
大阪府立難波支援学校	大阪市浪速区木津川二丁目	(略)	(略)
大阪府立生野支援学校	大阪市生野区異東四丁目	(略)	(略)
大阪府立住之江支援学校	大阪市住之江区緑木一丁目	(略)	(略)
大阪府立東淀川支援学校	大阪市東淀川区東中島三丁目	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立むらの高等支援学校	(略)	大阪府立むらの高等支援学校	(略)
大阪府立なにわ高等支援学校	大阪市浪速区木津川二丁目	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第四条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第四条関係)	名称	別表第二(第四条関係)	名称
	位置		位置

大阪府立大阪南視覚支援学校	(略)
(略)	(略)

大阪府立視覚支援学校	(略)
(略)	(略)

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成二十七年四月一日
- 二 第三条の規定 規則で定める日
- 三 第四条の規定 規則で定める日

## 大阪府立臨海スポーツセンター条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

### ■改正の理由

大阪府立臨海スポーツセンター（以下「センター」という。）のスケートリンクで使用するスケート靴の貸出は、現在は、指定管理者による自主事業の一環として実施されており、貸靴使用料は自主事業の収入として指定管理者が徴収している。

今後は、センターの管理運営業務の一環としてスケート靴の貸出を実施するものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金として位置付け、条例にその上限額を新たに設定するため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

大阪府立臨海スポーツセンター条例別表五に新たに項目を追加する。

スケートリンク用貸靴 1足1日520円

- ・近隣府県等にある同様の施設の状況を調査した結果、1日あたり無料もしくは300円から520円の料金の徴収を実施している。
- ・他の類似施設とも比較衡量し、利用者に対し過度に負担を生じさせないように、近隣府県等の類似施設を参考とし、1日当たり520円で規定することとした。  
（比較一覧表は別紙のとおり）

### ■施行期日

平成27年4月1日

（理由）

指定管理者が自主事業の収入として徴収していた貸靴代を、次年度より利用料金として收受するため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

貸靴の金額について、財政課と協議済



## 大阪府立門真スポーツセンター条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

### ■改正の理由

大阪府立門真スポーツセンター（以下「センター」という。）のスケートリンクで使用するスケート靴の貸出は、現在は、指定管理者による自主事業の一環として実施されており、貸靴代は自主事業の収入として指定管理者が徴収している。

今後は、センターの管理運営業務の一環としてスケート靴の貸出を実施するものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金として位置付け、条例にその上限額を新たに設定するため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

大阪府立門真スポーツセンター条例別表三に新たに項目を追加する。

スケートリンク用貸靴 1足1日520円

- ・近隣府県等にある同様の施設の状況を調査した結果、1日あたり無料もしくは300円から520円の料金の徴収を実施している。
- ・他の類似施設とも比較衡量し、利用者に対し過度に負担を生じさせないように、近隣府県等の類似施設を参考とし、1日当たり520円で規定することとした。  
（比較一覧表は別紙のとおり）

### ■施行期日

平成27年4月1日

（理由）

指定管理者が自主事業の収入として徴収していた貸靴代を、次年度より利用料金として收受するため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

貸靴の金額について、財政課と協議済

大阪府条例第 号

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第十一条関係） 一・二（略） 三（略）		別表（第十一条関係） 一・二（略） 三（略）	
区分 (略)	単位 (略)	区分 (略)	単位 (略)
金額 (略)	金額 (略)	金額 (略)	金額 (略)
卓球用具(ラケット及びボールを除く。)	一式一日	卓球用具(ラケット及びボールを除く。)	一式一日
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)		テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	
ハンドボール用具(ボールを除く。)		ハンドボール用具(ボールを除く。)	
バスケットボール用具(ボールを除く。)		バスケットボール用具(ボールを除く。)	
アイスホッケー用具(パックを除く。)	一式一日	アイスホッケー用具(パックを除く。)	一式一日
スキー用具		スキー用具	
フェンシング用具		フェンシング用具	
競泳用具		競泳用具	
水泳用具		水泳用具	
飛込用具		飛込用具	
ボクシング用具		ボクシング用具	
レスリング用具		レスリング用具	
ウエイトリフティング用具		ウエイトリフティング用具	
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)		バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	
スクリーン	五二〇	スクリーン	五二〇

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 大阪府立図書館条例の改正（概要）

教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課

### ■改正の理由

大阪府立中央図書館において、平成27年4月1日から施設管理業務等の一部について指定管理者制度を導入することに伴い、会議室を1室増設するとともに、会議室の時間区分の変更を行う。

### ■改正の内容

本条例で設定している大阪府立中央図書館の会議室の増設及び時間区分の変更に伴い、利用料金を一部改正する。

		現行	改正後
会議室の区分		大会議室及び会議室	大会議室、中会議室及び小会議室
時間の区分	午後	午後1時から午後4時まで	午後1時から午後5時まで
	夜間	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時まで

利用料金の改正の例：大会議室（全室使用）午後の使用料 現行：7,800円 改正後：10,400円

### ■施行期日

平成27年4月1日

（理由）新しい会議室の共用を平成27年度当初から開始するため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

大阪府立図書館利用規則（昭和49年教育委員会規則第6号）の改正

大阪府条例第 号

大阪府立図書館条例の一部を改正する条例

大阪府立図書館条例（昭和二十六年大阪府条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第十三条関係）

室 議 会					区 分	室 料
室 議 会 小	室 議 会 中		室 議 会 大			
用 使 室 全	用 使 室 半	用 使 室 全	用 使 室 半	用 使 室 全		
〇〇五 円	〇〇一、一	〇〇三、二	〇〇九、三	〇〇八、七	円	前 午
〇〇一 円	〇〇五 円	〇〇一 円	〇〇二 円	〇〇四 円	円	後 午
〇〇二 円	〇〇四 円	〇〇三 円	〇〇六 円	〇〇四 円	円	間 夜
〇〇一 円	〇〇四 円	〇〇四 円	〇〇七 円	〇〇四 円	円	後 午 前 午
〇〇四 円	〇〇七 円	〇〇四 円	〇〇七 円	〇〇五 円	円	間 夜 後 午
〇〇一 円	〇〇四 円	〇〇四 円	〇〇四 円	〇〇四 円	円	日 全
(略)						(略)

備考

2 1 (略)

「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「夜間」とは午後六時から午後九時まで、「午前午後」とは午前九時から午後五時まで、「午後夜間」とは午後一時から午後九時まで、「全日」とは午前九時から午後九時までをいう。

改正前

別表（第十三条関係）

室 議 会				区 分	室 料
室 議 会		室 議 会 大			
用 使 室 半	用 使 室 全	用 使 室 半	用 使 室 全		
〇〇一、一	〇〇三、二	〇〇九、三	〇〇八、七	円	前 午
〇〇一 円	〇〇三 円	〇〇七 円	〇〇四 円	円	後 午
〇〇一 円	〇〇二 円	〇〇七 円	〇〇三 円	円	間 夜
〇〇一 円	〇〇一 円	〇〇七 円	〇〇四 円	円	後 午 前 午
〇〇二 円	〇〇三 円	〇〇三 円	〇〇六 円	円	間 夜 後 午
〇〇二 円	〇〇四 円	〇〇二 円	〇〇三 円	円	日 全
(略)					(略)

備考

2 1 (略)

「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時（会議室にあつては、午後四時）まで、「夜間」とは午後六時（会議室にあつては、午後七時）から午後九時（会議室にあつては、午後七時）まで、「午前午後」とは午前九時から午後五時（会議室にあつては、午後四時）まで、「午後夜間」とは午

3—6 (略)

後一時から午後九時（会議室にあつては、午後七時）  
まで、「全日」とは午前九時から午後九時（会議室に  
あつては、午後七時）までをいう。

3—6 (略)

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。